

令和7年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和7年2月5日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 議案第 3号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標の一部変更について
- 4 議案第 4号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 5 議案第 5号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 6 議案第 6号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第 7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）について
- 8 発議第 1号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭

併 総 務 課 主 幹	北 山	誠
企 画 課 長	鎌 田	慎
企 画 課 長 補 佐	木 下	慶 太
住 民 課 長	柏 崎	弥 香 子
住 民 課 長 補 佐	山 岸	達 也
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	山 畑	裕 貴
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉	大 貴
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 畑	裕 貴
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 畑	裕 貴
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉	大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦	直 力
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭	力 惠
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭	光 和
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	船 田	輝 義
豊 似 保 育 所 長	小 村	輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	真 真
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	真 真
農 林 課 長	寺 井	直 宏
兼 町 営 牧 場 長	寺 井	直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 樹
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田	直 美
建 設 水 道 課 長	楠 本	昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	幸 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	直 美
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本	伸 弘
港 湾 課 長	安 岡	圭 一
港 湾 課 長 補 佐	須 田	

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長	渡 辺	將 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦	弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中	晃 央
兼 図 書 館 長	村 中	晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中	晃 央

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	大	森	康	雄
事 務 局	長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局	長	白	石	晃	基
事 務 局	次 長	佐	藤	直	美
総 務 係	主 事 補	別	所	龍	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第2回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 本臨時会には、町長から議案5件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斎藤弘樹議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 議案第3号

- 1、議長（堀田） 日程第3、議案第3号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標の一部変更についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
田中町長、登壇願います。

- 1、町長（田中） 議案第3号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標の一部変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標の一部を変更するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この第2期中期目標は、令和5年度から令和8年度までの4年間において、国保病院が達成すべ

き業務運営に関する目標を本町が定め、国保病院に指示するものであります。

このたびの一部変更の内容につきましては、議案資料の1ページをご覧ください。

第2期中期目標一部変更の新旧対照表でございます。表の右側、変更前の欄、(2)の地域医療の維持の本文中、下線部分の「中期目標の期間中に人工透析の治療体制を構築すること。」を削除するものであります。

国保病院における透析治療体制の構築につきましては、町内の透析患者の方々からの要望を受け、その実現に向けて検討や関係機関との調整、協議を進めてまいりましたが、昨年12月に開催された議員協議会でも説明したとおり、実施に当たり想定された諸課題の中でも、医療スタッフの確保、とりわけ看護師が恒常的に不足しており、現時点でその課題を解決できる見通しが立たないことから、第2期中期目標の期間中における透析治療の実施を見送ることと判断いたしました。

今後につきましては、国保病院の医療スタッフの確保に注力し、引き続き本町における透析治療の在り方を検討してまいります。

なお、昨年12月に開催しました透析治療を受けられている方々との意見交換会におきまして、これまでの検討、協議の経緯や本町の透析治療の考え方など、参加された方々へ説明をいたしました。

また、先月30日開催の国保病院評価委員会におきまして、有識者の各委員から意見を聴取し、このたびの一部変更に反映させております。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） ただいまの説明の中で、いろいろな諸課題がある中で、とりわけ医療スタッフの充足がなっていないという説明だったのですが、令和5年3月に出された中期計画、これについては、令和5年度から令和8年度までの4年間の中で、令和8年度の目標数値として常勤医師数が4人、看護師数が35人となっておりますけれども、現時点のそれぞれの人数についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 常勤医師数は4人です。それから、在籍看護師は24人となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 常勤医師数は、令和8年度の目標数値と同じ4人ということでありますけれども、看護師数が35人の目標に対して24人と11人の目標値から乖離しているという実態でありますけれども、例えば令和2年度の看護師数の実績値ですけれども、33人になっているのです。この令和2年度の33人という数字から見れば、令和8年度の35人というのは、簡単ではないですけれども、クリアできるという目標数値かと思うのですけれども、この間、33人から24人、9人も減っているわけですけれども、この減った原因ですとか、そういった検証、それからこの間の取り組んだ状況、これについてどのようになされたのか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） まず令和2年、ご指摘のとおり、目標33人に対しまして看護師数が33人、第1期中期目標、令和元年度から4年度までは目標を33人と定めておりまして、それから令和5年から8年の第2期中期目標が35人の目標となっております。令和2年33人、令和3年29人、令和4年30人、令和5年27人、令和6年24人といった状況でございます。看護師が不足していた状況というのは、それぞれご家庭の事情だとか、様々でありますけれども、これは国保病院だけの問題ではなくて、今や帯広市内の基幹病院でも看護師が不足しておりますので、国保病院に限って特別な事情があったとは認識しておりません。

それから、看護師を募集するためのこれまでの取組につきましては、まず国保病院は、ハローワークとかホームページによりまして、通年で募集活動を行っております。それから、紹介業者の活用、これは主に応援ナースの派遣が実現しておりまして、今現在2人、半年、期限付ですけれども配置しております。それから、帯広市等で行われる就職説明会への参加、これは主に看護師の、潜在看護師とか、それから転職を希望する看護師を対象とした就職説明会への参加です。それから、スカウト型求人サイトの活用、それから北海道看護協会のナースバンクへの登録、それから日々の、主に町内における潜在看護師等の情報収集等を行っております。これらが国保病院でこれまで取り組んでおります看護師募集の人材確保の取組でございます。

また、町としましては、令和5年度から運用を開始しております医療技術者等修学資金貸付制度、これをPRしているところでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 看護師の募集等については尽力されているということでございますけれども、結果として結びついていないということでありますけれども、この第2期中期計画について、令和7年度に建設改良費として1億5,000万円計上されております。当然これについても並行して減額しなければならないと思うのですけれども、この点についての説明と、この1億5,000万円の建設

費の内容についてどの程度まで把握されてここに計上されているのか、これも併せてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） このたび、今ご提案しております第2期中期目標につきましては、本町が法に基づきまして定めるものでございます。一方、ご指摘の中期計画につきましては、これにつきましても法に基づきまして、これは町ではなく国保病院、法人が定めるものでございます。なので、今回、中期目標の一部変更のご提案をし、可決をいただき、それが決定した後に、これを国保病院のほうへ通知し、今度は国保病院が中期計画を中期目標の変更に基づいて変更します。そこに、ご指摘の令和7年度の予算の中で透析治療のための建築改築費等1億5,000万円を計上しておりますので、今後、国保病院がこの中期計画を変更し、この1億5,000万円を整理することとなると思います。その際には、また法に基づきまして議会の議決が必要となりますので、そのときにご提案させていただきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第3号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号～日程第7 議案第7号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第4号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第7、議案第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）についてまでの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第4号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第9号）から議案第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

初めに、議案第4号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,865万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,810万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第4表でお示しするものであります。

次のページをお願いします。

事項別明細書も併せてお開きをお願いいたします。一般会計の事項別明細書は、3ページをお願いいたします。

初めに、補正の歳入であります。

14款2項2目民生費国庫補助金は、障がい者福祉システム改修委託料の財源とする国庫補助金の追加であります。

15款2項4目農林水産業費道補助金は、中山間地域等直接支払交付金の追加及び大家畜特別支援資金利子補給補助金の道負担分であります。

18款繰入金は、病院事業債管理特別会計繰入金の追加であります。

21款1項町債は、デイサービスセンター冷房設備整備事業について、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債へ振替、また、国の補正予算により追加となった港湾直轄整備事業の財源とする補正予算債の追加及び過疎対策事業債の整理であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は、4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費は、主に物価高騰による贈答品及び懇親会費等の単価上昇による交際費の追加であります。

3款民生費1項2目社会福祉施設費は、財源内訳の補正であります。同款1項4目障害者母子福祉費は、国保連への電子請求が可能となることから、障がい者福祉システムを改修する委託料の追

加であります。同款1項6目老人福祉費は、介護保険特別会計繰出金の追加であります。

4款衛生費1項6目国民保険病院費は、財源内訳の補正であります。

5款農林水産業費1項3目農業振興費は、車両燃料費及び中山間地域等直接支払交付金の追加であります。同款1項4目畜産業費は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の追加であります。同款2項2目林業振興費は、車両燃料費の追加であります。

5ページ、6款商工費1項3目サンタランド費は、大丸山森林公園に係る電気料の追加であります。

7款土木費3項1目港湾総務費は、国の補正予算より追加となった港湾直轄事業の負担金であります。

議案資料の2ページをお願いいたします。

施工位置図を掲載しております。近年、埋没傾向にありますマイナス14メートル及びマイナス13メートルの航路をしゅんせつするものであります。事業の完了が令和7年度であり、繰越明許費を設定し、一部を7年度に繰り越すものであります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

議案書の5ページをお願いいたします。議案に戻りまして5ページであります。

第2表、繰越明許費は、港湾直轄事業負担金であります。

第3表は、1件について債務負担行為を追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

第4表は、地方債補正の追加及び変更で、補正予算債を追加し、緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

町債の合計に5,730万円を追加し、4億1,424万4,000円とするものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第5号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,800万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,243万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いします。

補正の歳入であります。

4款1項町債は、十勝港第4ふ頭整備事業債の追加であります。

5款1項国庫補助金は、十勝港港湾機能高度化施設整備事業補助金の追加であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費は、国の補正予算により国庫補助事業となった十勝港第4ふ頭整備工事費の

追加であります。

議案資料の2ページに施工位置図を示しております。

議案資料の次のページ、3ページをお願いいたします。

第4ふ頭の整備工事の平面図、コンテナヤードの平面図でございます。フェンス、ゲートの設置、照明器具の整備、電源設備の更新等を行うことで、貨物の適正保全に努めるものであります。

恐れ入ります。議案の10ページにお戻りください。

第2表は、地方債補正の変更で、港湾整備事業債につきまして限度額を変更するものであります。

町債の合計に1億200万円を追加し、1億1,080万円とするものであります。

次に、議案の11ページをお願いいたします。

議案第6号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加し、総額をそれぞれ7億3,045万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

7款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費は、保険料における所得基準の改正に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。

4款1項総合事業費は、人件費の整理であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、地域支援事業交付金の確定に伴う返還金の追加であります。

次に、14ページをお願いいたします。

議案第7号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,591万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

国保病院が整備する医療機器に係る補助金、交付金予定額が減少したことに伴う町債の追加であります。

次に、補正の歳出であります。

国保病院への貸付金及び一般会計繰出金の追加であります。

17ページをお願いいたします。

第2表は、地方債補正の変更で、病院事業債及び過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計に100万円を追加し、720万円とするものであります。

以上で、議案第4号から議案第7号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から病院事業債管理特別会計までの4件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から病院事業債管理特別会計までの4件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案4件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第4号から議案第7号までの4件に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 一般会計補正予算第9号の関係で、事項別明細書5ページ、6ページになりますが、土木費、港湾費の港湾直轄事業負担金の関係です。

今回の補正で6,488万7,000円増額ということで、直轄負担金が1億1,478万7,000円、直轄の事業費では7億6,600万円というふうに聞いております。決算の成果報告を拾ってみますと、R5年度の直轄負担金は4,222万2,000円、事業費で2億8,200万円、R4年度は直轄負担金が3,400万円で事業費が2億3,130万円と、この直轄負担金、事業費、R5年度と比較しますと2.7倍ということになります。ということは、工事の工期も2.7倍必要になるのかなというふうに思われるのですが、例年しゅんせつの工事については1月から3月に行われているわけですけれども、今回の補正予算の工期の確保について、漁業者なり漁業協同組合との調整は済んでいるのか、それともこれから調整をするところなのかをお尋ねしたいと思います。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） ご説明いたします。

関係する機関の皆様とは昨年から協議を継続しておりまして、大筋で合意をいただいております。実際の工事着手日や工事中の安全対策等につきましては、また別途協議が必要になりますが、こちらも継続して協議を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 議案第5号の関係でお伺いしたいと思います。

費用対効果のバランスについて、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、一時的にコンテナを預かる施設ということで、コンテナを預かったときに使用料が発生するような仕組みだと思うのですが、将来的に恐らくある程度の計算はされていると思うのですが、費用に対して使用料の収入でどの時点でペイができるだとか、その辺の先行きの見込みなんかがあると思うのですが、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） 令和7年度試算でございますが、船が着いたときの係留、船舶の係留料、こちらは一般会計の歳入になりますけれども、大体40万円程度の収入、あと、土地の使用料につきましては、年間大体100万円程度の収入かと思われまので、何年先にペイできるかというのは、ちょっとお示ししづらいのかなというふうに思います。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） ということは、この施設をもって町に収入を得るといふ考えというよりは、この施設によって、さらにコンテナ就航しやすいものになりたいという考えの下での執行ということになるのですかね。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） このたび提案させていただいた整備は、コンテナの適正な保全に係るもの、また、あと外国貨物を取り扱うための施設整備に伴うものでございますので、コンテナの利活用促進のための整備ということでございます。

1、議長（堀田） ほかに。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第4号 令和6年度広尾町一般会計補正予算(第9号)についてから議案第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)についての4件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第7号までの4件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案4件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案4件は討論を省略します。

これより議案第4号 令和6年度広尾町一般会計補正予算(第9号)についてから議案第7号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本案4件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第1号

1、議長(堀田) 日程第8、発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発議第1号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、中札内村議会議員等研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、中札内村であります。

(3)、期間、令和7年2月7日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

以上です。

1、議長(堀田) お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時32分